

連結自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、59ページをご参照ください。

(1) 連結自己資本の状況

①自己資本調達手段等

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、当グループが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、財務基盤強化のため内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■自己資本調達手段の概要

当グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。当グループの自己資本は、組合員からの出資による資本調達額（1803百万円）、毎事業年度の剰余金からの内部留保等により調達しています。その結果、2016年（平成28年）2月末における自己資本比率は、18.83%となりました。

②自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	前年度	経過措置による 不算入額	本年度	経過措置による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,395		14,712	
うち、出資金および資本準備金の額	1,821		1,804	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	12,720		13,057	
うち、外部流出予定額 (△)	142		144	
うち、上記以外に該当するものの額	△4		△5	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	150		148	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	150		148	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	14,545		14,860	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	10	1	7
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	10	1	7
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		1	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	14,545		14,859	

リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	69,452		73,415
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△17,012		△5,669
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	10		7
うち、繰延税金資産	—		—
うち、退職給付に係る資産	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△17,022		△5,677
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,571		5,489
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	75,024		78,905
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	19.38%		18.83%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく、組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当グループが有するすべての事故資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	前年度			本年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	7,151	—	—	6,138	—	—
我が国の地方 公共団体向け	3,890	—	—	3,637	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	200	10	0	601	20	0
地方三公社向け	—	—	0	—	—	—
金融機関及び第一 種金融商品取引業者向け	160,906	32,181	1,287	172,145	38,942	1,557
法人等向け	1,418	917	36	1,116	752	30
中小企業等及び 個人向け	2,905	1,564	62	3,486	1,975	79
抵当権付住宅ローン	13,920	4,737	189	13,626	4,612	184
不動産取得等事業向け	5,504	3,505	212	6,139	5,770	230
3月以上延滞等	149	198	7	95	141	5
信用保証協会等保証付	7,551	746	29	7,589	749	29
共済約款貸付	18	—	—	23	—	—
出資等	643	643	25	643	643	25
他の金融機関等の 対象資本調達手段	11,607	29,018	1,160	5,965	14,912	596
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	73	183	7	54	137	5
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入・不算入と なるもの	—	△ 17,012	△ 680	—	△ 5,669	△ 226
上記以外	12,474	10,959	434	11,766	10,427	417
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	228,415	66,796	2,778	233,030	73,415	2,936
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	5,571	所要自己資本額 b = a × 4% 222	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	5,489	所要自己資本額 b = a × 4% 219
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a	75,024	所要自己資本額 b = a × 4% 3,000	リスク・アセット等 (分母) 計 a	78,905	所要自己資本額 b = a × 4% 3,156

- (注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、現金、中小企業等及び個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産（固定資産等）が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

連結グループの信用リスク管理は、子会社についてはJ A内部のリスク管理態勢と同様の管理を行うことにより、リスク管理の態勢を構築しています。親会社に当たるJ Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(61ページ)をご参照ください。

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

項目		前年度				本年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	86	86	-	-	49	49	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,171	1,171	-	-	1,034	1,034	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	271	23	248	23	248	-	248	-
	運輸・通信業	222	22	200	-	536	34	501	-
	金融・保険業	166,649	5,642	1,802	-	172,245	5,642	601	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	281	180	100	0	241	141	100	0
	日本国政府・地方公共団体	11,041	983	10,057	-	9,775	830	8,944	-
	上記以外	2	2	-	0	0	-	-	0
	個人	37,533	37,396	-	126	37,715	37,590	-	95
その他	11,155	-	-	-	11,182	-	-	-	
業種別残高計		228,415	45,508	12,409	149	233,030	45,323	10,396	149
1年以下		162,856	524	3,120		173,685	6,068	1,608	
1年超3年以下		2,825	715	2,110		2,176	692	1,484	
3年超5年以下		3,432	1,448	1,984		3,037	1,234	1,803	
5年超7年以下		3,249	1,576	1,672		4,131	1,755	2,376	
7年超10年以下		4,813	2,600	2,213		3,611	2,902	709	
10年超		39,326	38,008	1,308		34,851	32,429	2,414	
期限の定めのないもの		11,911	635	-		11,535	240	-	
残存期間別残高計		228,415	45,508	12,409		233,030	45,323	10,396	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
3. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
4. 当グループには、国外のエクスポージャーがないため、地域別の区分は省略しています。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	前 年 度					本 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	150	150	-	150	150	150	148	-	150	148
個別貸倒引当金	156	146	0	156	146	146	133	0	146	133

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	前 年 度						本 年 度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	14	12	-	14	12	-	12	12	-	12	12	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	142	134	0	142	134	-	134	120	0	134	120	-	
業種別計	156	146	0	156	146	-	146	133	0	146	133	-	

(注) 当グループには、国外のエクスポートがないため、地域別の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	前 年 度			本 年 度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	11,573	11,573	-	10,322	10,322
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	7,751	7,751	-	8,191	8,191
	リスク・ウェイト20%	100	160,933	161,033	100	166,520	166,621
	リスク・ウェイト35%	-	13,920	13,920	-	13,626	13,626
	リスク・ウェイト50%	200	1	201	100	0	101
	リスク・ウェイト75%	-	2,905	2,905	-	3,486	3,486
	リスク・ウェイト100%	147	30,445	30,593	147	24,904	25,052
	リスク・ウェイト150%	-	112	112	-	5,054	5,054
	リスク・ウェイト200%	-	-	-	-	0	-
	リスク・ウェイト250%	-	332	332	-	581	581
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	449	227,976	228,425	349	232,688	233,037	

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポートのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（64ページ）をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	前 年 度		本 年 度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	100	－	400
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	33	100	－	－
中小企業等向け及び個人向け	129	44	72	62
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	13	－	－	－
3月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	172	－	120	2
合 計	348	244	192	465

- (注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金、中小企業等及び個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスクに関するリスク管理について、子会社はJAのリスク管理及びその手続に準じたりスク管理を行っています。JAのオペレーショナル・リスクの管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（16ページ）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理について、子会社はJAのリスク管理及びその手続と同様のリスク管理を行っています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	前 年 度		本 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	6,608	6,608	6,608	6,608
合 計	6,608	6,608	6,608	6,608

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

前 年 度			本 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

前 年 度		本 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

前 年 度		本 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法と同様の方法により行っています。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	前 年 度	本 年 度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 25	△ 112

〔代表者確認書〕

私は、2015年3月1日から2016年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- ①業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制
- ②業務の実施部署から独立した監査室（内部監査部署）が内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については理事会等に適切に報告する体制
- ③重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告する体制

2016年5月23日
秦野市農業協同組合
代表理事組合長
山口 政雄

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表、連結剰余金計算書を指しています。